令和３年２月５日

宝くじ公式サイトでのインターネット販売ＰＲ補助金募集要領

（広報誌への広告掲載によるＰＲ）

一般財団法人全国市町村振興協会

１　目的

平成３０年１０月から開始された宝くじ公式サイト（以下「サイト」という。）でのインターネット販売について、サイト会員の増加に向けたＰＲに補助金を交付し、市町村振興宝くじ（サマージャンボ及びハロウィンジャンボ）の売上向上に繋げることを目的とする。

２　概要

　　本募集は、宝くじの受託銀行等であるみずほ銀行の協力を得ながら、一般財団法人全国市町村振興協会（以下「全国協会」という。）が主体となり、都道府県市町村振興協会（以下「地方協会」という。）と連携して行うもので、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。ただし、政令指定都市を除く。）が住民向けに発行する広報誌（以下「広報誌」という。）に、みずほ銀行が指定する広告（以下「広告」という。）を掲載し、サイトの会員登録をＰＲする経費に対して補助金を交付する。

３　募集

本募集は、広告を掲載できる広報誌を募集するものである。

　　なお、令和３年度の募集回数は、本募集のみの１回とする。

４　補助金の総額等

（１）補助金の総額は、５，０００万円とする。

（２）都道府県ごとの補助金の上限額は、１００万円（地方協会が一時負担する振込手数料（以下「振込手数料」という。）を除く。）とする。

　　　ただし、市町村から１００万円を超える補助金の回答があり、他の都道府県分の補助金に余裕がある場合に限り、１００万円を超えて補助金を交付することができる。

（３）補助金は、広報誌への広告料及び振込手数料に限り充当できる。

（４）補助金の財源は、宝くじ発売団体（都道府県及び政令指定都市）の委託経費の一部から、みずほ銀行、全国協会及び地方協会を経由して支出されるものである。

５　補助内容

（１）実施内容

地方協会が広告主となって広報誌に広告を掲載し、市町村から請求される広告料を地方協会が一時負担した後、その広告料に振込手数料を上乗せした補助金を地方協会に交付する。

（２）補助対象団体

補助対象団体（補助金申請者）は、地方協会とする。

（３）補助要件

ア　令和３年５月１日から１２月３１日までの間に発行される広報誌であること。

　　なお、令和４年１月号であっても、令和３年１２月３１日までに発行される広報誌であれば、補助対象となること。

イ　広告の掲載は、１広報誌につき２回までとすること。

ウ　広告データは、次の５種類のうちいずれかを用いること。

なお、令和３年度から広告データのデザインが変更されているため、前年度デザインと取り違わないように注意すること。

（ア）Ｂ５　（H257㎜×W182㎜・**別添１**）⇒ Ｂ５以上のサイズを対象

（イ）Ａ６　（H148㎜×W105㎜・**別添２**）⇒ Ａ６以上Ｂ５未満のサイズを対象

（ウ）横長１（H 50㎜×W170㎜・**別添３**）⇒ H50㎜×W170㎜以上の記事下段広告を対象

（エ）横長２（H 40㎜×W170㎜・**別添４**）⇒ H40㎜×W170㎜以上H50㎜×W170㎜未満の

記事下段広告を対象

（オ）横長３（H 40㎜×W 80㎜・**別添５**）⇒ H40㎜×W80㎜以上の記事下段半分広告を対象

エ　広告の色は、上記ウの５種類ともにカラー版及びモノクロ版を２つずつ用意していること。

　　ただし、広告の色のみを自ら調整する場合に限り、２色版も補助対象とすること。

オ　地方協会は、市町村に募集照会し、掲載できる広告のサイズ及び色を記入のうえ申請すること。

（４）補助金の額

補助金の額は、１広報誌１回の掲載につき上限額１０万円の範囲内で、地方協会が市町村から請求される広告料の実費（市町村において規定されている広告料）に、その広告料の振込手数料を上乗せした額とする。

ただし、市町村における広告料の規定に１０万円を超える広告料が明記されている場合に限り、１広報誌１回の掲載につき上限額２０万円の範囲内の額とする。

また、市町村において広告料が規定されていない場合、広告料として交付できる補助金の額は、１広報誌１回の掲載につき次表の上限額の範囲内で、地方協会が市町村から請求される額とする。

【広告料の規定がない場合の上限額表】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 広告のサイズ 広報誌の発行部数 | Ｂ５以上 | Ａ６以上Ｂ５未満 | 横長１・横長２ | 横長３ |
| ２万部未満 | ５万円 | ４万円 | ３万円 | １.５万円 |
| ２万部以上７万部未満 | ８万円 | ７万円 | ６万円 | ３万円 |
| ７万部以上 | １０万円 | ９万円 | ８万円 | ４万円 |

（５）選定の基準

　　　広告を掲載する広報誌の選定は、次の基準に基づき地方協会で選定し、全国協会が補助要件に該当しているか確認し、みずほ銀行が決定する。

ア　回答の段階で広告枠が確保できているものを優先すること（広告掲載先として決定された後に、広告を掲載できない可能性がある広報誌は、これに該当しないこと。）。

イ　上記４（２）の都道府県ごとの補助金の上限額１００万円に達している場合は、１広報誌につき２回目の広告料を補助対象外とすること。

ウ　広報誌の発行部数が、多いものを優先すること。

　　エ　広報誌の発行時期が、早いものを優先すること。

　　オ　広報誌に掲載できる広告のサイズが、大きいものを優先すること。

　（用いる広告データの優先順位 ：Ｂ５＞Ａ６＞横長１＞横長２＞横長３）

　　カ　広報誌に掲載できる広告の色が、カラー版を優先すること。

（６）禁止事項

次のいずれかの場合に該当する広告を掲載した広報誌への補助金は、取り消すものとする。

なお、広告を編集することは、原則として禁止されているが、全ての広告データにおける拡大編集（拡大させる際には、縦横比が均等になるよう注意。）及び下記エの括弧書きは認められている。

ア　みずほ銀行が指定したもの以外の広告を掲載した場合（令和３年度から広告データのデザインが変更されているため、前年度デザインと取り違わないように注意すること。）。

イ　掲載した広告のＱＲコードが読み込めなかった場合。

ウ　縮小した広告を掲載した場合（全ての広告データにおいて、縮小編集を禁止。）。

エ　横長２・３の広告データにおいて、文字記載のない上下左右の端部分を削った広告を掲載した場合（Ｂ５・Ａ６・横長１の広告データについては、文字記載がない上下左右の端部分を削ることは可。）。

オ　大規模災害、新型コロナウイルス感染症等のやむを得ない場合を除き、広告掲載先として決定された号より後の号に広告を掲載した場合。

（７）事務手続

ア　募集・申請・選定の事務フロー

み　ず　ほ　銀　行

全　国　協　会

地　方　協　会

市　町　村

　　　　　　　　　　　　　　　　　⑤申請の取りまとめ　　　　　⑥広告掲載先を決定のうえ、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　選定結果を通知

　　　　　　①協力依頼（本件）　　④広告掲載する広報誌を　　　⑦選定結果を通知

選定のうえ申請

　　　　　　②広告掲載できる　　　③広告を掲載できる　　　　　⑧選定結果を通知

広報誌を募集照会　　　広報誌を回答　　　　　　　（広告掲載を依頼）

＜上記フローに係る補足説明及びスケジュール＞

③　広告を掲載できる広報誌を発行する市町村（以下「回答市町村」という。）は、令和３年３月１日（月）までに、**別紙１**「広報誌への広告掲載回答書」（以下「回答書」という。）を地方協会に提出する。

また、回答市町村において広告料の規定がある場合は、その規定を回答書に添付して提出する。一方、広告料の規定がない場合、回答書の広告料には、上記５（４）補助金の額に定められている、広告料の規定がない場合の上限額表の該当する額の範囲内で、回答市町村が妥当と考える請求額を記入する。

　　なお、回答市町村が、広報誌の広告欄を広告代理店等に委託している場合は、回答市町村の代わりに広告代理店等が事務手続を行うこともかまわないこととする（別途、消費税が掛かる場合は、税込金額を記入することに注意する。）。

④　地方協会は、回答書の提出があった場合、上記５（５）選定の基準に基づき、広告掲載先（広告を掲載する広報誌及び広告料の額）を選定のうえ、当該回答書（広告料の規定がある場合はそれも含む。）の写しを添付して、令和３年３月８日（月）までに、**別紙２**「広報誌への広告掲載補助金申請書」（以下「申請書」という。）を全国協会に提出する（申請書は、メールでも提出する。）。

　　なお、申請書の提出にあたっては、補助金の額の合計が、上記４（２）の都道府県ごとの補助金の上限額１００万円に収まっているか確認のうえ提出する（別紙２に記入できなかった広報誌については、他の都道府県分の補助金に余裕がある場合に限り、 １００万円を超えて補助金の決定を受けられる可能性があるため、**別紙２の予備表**「別紙２以外に回答があった広報誌について」に、別紙２に記入できなかった分を記入し、併せて全国協会に提出する。）。

⑦　全国協会は、令和３年４月上旬に、**別紙３**「広報誌への広告掲載補助金決定通知書」（以下「決定通知書」という。）を、申請書を提出した地方協会（以下「申請地方協会」という。）に通知する。

⑧　申請地方協会は、令和３年４月上旬に、広告掲載先として決定された回答市町村（以下「広告掲載市町村」という。）にその旨を通知する。

イ　広告掲載後の事務フロー

広　告　掲　載　市　町　村

　　　　　　①広告料を請求　　　　　　②広告掲載の確認後、　　　　③振込の確認後、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　広告料を振込　　　　　　　　領収書を提出

申　請　地　方　協　会

　　　　　　④領収書及び振込依頼書を取りまとめ、　　　　　　　　　⑤補助金を振込

　　　　　　　支払申請書を提出

全　国　協　会

　　　　　　⑥支払申請書を取りまとめ、　　　　　　　　　　　　　　⑦補助金を振込

　　　　　　　補助金を請求

み　ず　ほ　銀　行

＜上記フローに係る補足説明＞

①　広告掲載市町村は、広告を掲載した広報誌（以下「広告掲載広報誌」という。）を発行した後、速やかに広告掲載広報誌２部（申請地方協会及びみずほ銀行提出分）を添付して、**別紙４**「請求書」を申請地方協会に提出する。

②　申請地方協会は、請求書の提出があった場合、回答書のとおり広報誌に広告が掲載されたか確認した後（特に、上記５（６）禁止事項に抵触していないか確認し、抵触した広告掲載市町村には、補助金を取り消すことを通知する。）、広告掲載市町村に広告料を振り込む。

③　広告掲載市町村は、申請地方協会からの振り込みを確認した後、速やかに**別紙５**「領収書」を申請地方協会に提出する。

　　なお、領収書の日付は、広告料が金融機関口座に振り込まれた日付としなければならないことに注意する。

また、領収書の領収者が、市町村（地方公共団体）ではなく広告代理店等であって、領収金額が５万円以上の場合は、収入印紙２００円を貼付・割印しなければならないことに注意する（収入印紙２００円は、自己負担となる。）。

④　申請地方協会は、下記ウの補助金の交付時期に合わせ、領収書を取りまとめるとともに、上記②で負担した振込手数料に係る振込依頼書（振込手数料の実費が分かるもの）も取りまとめ、広告掲載広報誌各１部、領収書の写し（領収書は申請地方協会で保管する。）及び振込依頼書の写しを添付して、**別紙６**「広報誌への広告掲載補助金支払申請書」（以下「支払申請書」という。）を全国協会に提出する。

⑤　全国協会は、支払申請書を確認した後、申請地方協会に補助金を振り込む。

⑥　全国協会は、下記ウの補助金の交付時期に合わせ、申請地方協会から提出された書類一式（支払申請書は写し）を添付して、みずほ銀行に補助金を請求する。

ウ　補助金の交付時期

　　　　全国協会から申請地方協会への補助金の交付（振込）時期は、次のとおり年２回とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 支払申請書提出期限 | 交付時期 |
| １回目 | 令和３年１０月　８日（金） | １１月末日 |
| ２回目 | 令和４年　１月１４日（金） | ３月上旬 |

エ　広告データの提供方法

（ア）全国協会は、広告データをクラウド ストレージ（Dropbox）に格納し、令和３年３月下旬にメールでＵＲＬを通知するので、申請地方協会は、広告掲載市町村にそのメールを転送するとともに、広報誌に広告を掲載するための作業に取り組み、そのメールを受信した広告掲載市町村は、広告データをダウンロードする。

　　（イ）提供される広告データは、次のファイルとする。

　　　　・ ａｉファイル（Illustrator）

　　　　・ ＰＤＦファイル（Illustratorがインストールされていないパソコンでも、広告のデザインが見られるように併せて提供。）

６　その他

（１）提出書類の取り扱い

上記４（４）のとおり、補助金は宝くじ発売団体の委託経費から支出されるので、提出された書類一式は、みずほ銀行から宝くじ発売団体に提出されるものであることを了解する。

（２）照会先

　　　一般財団法人全国市町村振興協会　西川（ニシカワ） ／ 我妻（ワガツマ）

TEL ： 03-3237-9741 ／ e-mail : jmdc@jmdc.jp